



2023.06.12

No.126

ホームページ



Twitter

「JR 東日本八王子駅パンフ配布処分事件」の 勝利命令を受けて

地本見解を発出！！

輸送サービス労組に仕掛けられた職場活動の規制に対し、組合員と共にかち取った
「全部救済命令」をもとに不当処分撤回、支配介入を許さない八王子地本見解

東京都労働委員会は、組合員2名の行ったパンフ配布は正当な組合活動として認め、会社に対して組合活動に対する支配介入であり処分は不当と判断し、私たちの主張を受け入れた完全勝利となる「全部救済命令」を下した。これは、全組合員が怒りをもってたたかい抜いた結果であり、労働組合活動の原点である職場活動の規制を許さない命令であることを確認しよう！

この事件は2020年5月、八王子駅分会の組合員2名が組合紹介のパンフを更衣室にて配布したことに対し、同年7月「会社施設内において、会社の許可を得ずに労働組合の活動を行ったことは社員として遺憾である。よって厳重に注意する」とし「厳重注意処分」を交付した。以降、苦情処理会議、団体交渉を行い「厳重注意処分撤回」と「不当労働行為を直ちに止め、労働協約を遵守し、安心して働きやすい職場環境」を求めてきたが、認識の一致が図れず労使間での解決が困難と判断し東京都労働委員会へ「救済申立」を行い、受理された。8回の調査と審問を重ね、私たちは「業務に支障をきたしていないこと」「職場秩序を乱していないこと」を主張し、憲法で保障された労働組合活動の正当性を訴えてきた。調査・審問終了後に報告集会を行い、当該組合員や当該分会だけに仕掛けられたものではなく輸送サービス労組組合員一人ひとりにかけられている攻撃であることを共通認識として創り出してきた。2023年6月7日、東京都労働委員会は「JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件（都労委令和2年不第110号事件）」に対し、私たちの主張を全面的に認め、2020年12月21日に救済申立を行ってから2年6ヶ月を経て完全勝利命令が出された。

東京都労働委員会の命令書には組合員2名に対する令和2年7月28日付「厳重注意」を行ったこと並びに、同年8月27日に、八王子支社管内各事業場の掲示板に「社員の皆さんへ」と題する文書を掲示したことは不当労働行為と認定され「①組合員2名に対する「厳重注意」をなかったものとして取り扱わなければならない②命令受領の日から1週間以内に、八王子支社管内の各事業場の従業員の見やすい場所に10日間謝罪掲示しなければならない。」と救済方法が示された。しかし、JR東日本会社は即日「社員の皆さんへ」を各職場に掲出し「会社として到底承服しがたいものであることから、上部機関において再度審査を申し立てます」として命令は履行されていない。

組合員のみなさん、そして組合加入を迷っている仲間のみなさん、今回の東京都労働委員会から出された命令は過去の判例に基づき判断された良識ある命令である。一方で一企業の意思でしかない就業規則のみをもって、これ以上争うことは企業の常識が問われる事態であり、直ちに命令に従うことが企業倫理として求められます。今もなお続く規制排除、差別、嫌がらせを直ちに止めるべきである。

「JR東日本八王子支社組合員差別事件（都労委令和5年不2号事件）」をはじめ、すべての不当労働行為に対してのたたかいを勝利しよう。そのために職場から組織強化・拡大をかち取り、連帯するすべての仲間と共に健全なJR東日本グループ会社を取り戻そう！

以上見解とする。

JR東日本会社は直ちに、
命令にある各項の履行をすべきだ！